

熊本県収用委員会公告第5号

公 示 送 達

熊本県宇土市網津町字南谷2800番2の抵当権者（亡）清田亀喜の法定相続人
内村 忠生 （持分 189分の1）
住所不明 ただし 住民票上の住所 熊本県熊本市南区富合町杉島1457番地

上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

令和8年（2026年）8月26日付け熊収第34号の書類（令和7年度熊収第1号、第2号案件（網津I案件）の更正決定書正本）

（注意）上記書類を受領しないときは、令和8年（2026年）9月15日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和8年（2026年）8月26日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

